

二〇二三年度 博士後期課程外国人留学生入学試験・二〇二三年度外国語能力試験 問題

早稲田大学大学院法学研究科

日本語小論文

研究指導名…労働法

研究指導

教員名…

竹内寿

「別紙」参照。

労働法研究指導（教員名：竹内寿） 「別紙」

以下の2つの問い（問その1，問その2）の双方に教えてください。

【問その1】 下記の，裁判例（東京地判令和4・5・25）の抜粋部分について，判例評釈を行ってください。

……

第2 事案の概要

1 本件は，原告 X が，被告株式会社 Y1 に対し，Y1 との間でウェブサイトの運用等に係る業務委託契約を締結し，当該業務を行ったにもかかわらず，Y1 から報酬が支払われないと主張して，準委任契約に基づく報酬……の支払を求めるとともに，Y ら[Y1 及び後述の Y2] に対し，Y1 の代表者 [代表取締役] である被告 Y2……からハラスメント行為を受けたと主張して，Y2 に対しては不法行為に基づく損害賠償請求として，Y1 に対しては安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求として，連帯して，慰謝料……の支払を求める事案である。

……

第3 争点に対する判断

……

このように，……X 及び Y1 との間において [は]，X が同 [2019] 年 8 月から本件業務を行い，Y1 が X に対して月額 15 万円の報酬を支払う旨の本件業務委託契約が成立していたものと認めるのが相当である。……本件業務委託契約は役務の提供を主たる目的とする準委任契約の性質を有するものと認めるのが相当である……。

4 争点2 (Y2 の X に対するハラスメント行為の有無及び不法行為の成否) について

(1) ……上記 [1] ないし [10] の Y2 の一連の言動は，X の性的自由を侵害するセクハラ行為に当たるとともに，本件業務委託契約に基づいて自らの指示の下に種々の業務を履行させながら，X に対する報酬の支払を正当な理由なく拒むという嫌がらせにより経済的な不利益を課すパワハラ行為に当たるものと認めるのが相当である。……

(3) したがって，上記 (1) [1] ないし [10] の Y2 の行為は，X に対する不法行為に当たるものと認めるのが相当である。

5 Y1 の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任の有無 (争点3)

X は，Y1 から，Y1 [の] HP に掲載する記事を執筆する業務や Y1 専属のウェブ運用責任者として Y1 [の] HP を制作及び運用する業務等を委託され，Y2 の指示を仰ぎながらこれらの業務を遂行していたというのであり，実質的には，Y1 の指揮監督の下で Y1 に労務を提供する立場にあったものと認められるから，Y1 は，X に対し，X がその生命，身体等の

安全を確保しつつ労務を提供することができるよう必要な配慮をすべき信義則上の義務を負っていたものというべきである。

しかるに、Y1 は、Y2 自身による上記 4 (1) [1] ないし [10] のセクハラ行為ないしパワハラ行為によって X の性的自由を侵害するなどし、上記義務に違反したものと認められるから、X に対し、上記義務違反を理由とする債務不履行責任を負う。

【問その 2】

現在の日本の労働法ないし労働政策の下において、いわゆる「フリーランス」と呼称される就業者の就業につき、いかなる形で、どのような保護が及ぶ可能性があるか（あるいはないか）について、立法や判例・裁判例等に適切に言及しながら、具体的に説明した上で、そうした現在の状況について、いかなる課題を抱えているかの観点を中心に、法学的に、具体的な分析・検討を行ってください。